

鳥取県営鳥取空港特定運営事業等
実施方針

平成 29 年 12 月

鳥取県

[目次]

はじめに	1
I 特定運営事業の選定に関する事項	2
1 本事業の概要	2
(1) 公共施設等の管理者	2
(2) 担当課	2
(3) 事業の背景	2
(4) 事業の目的	2
(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等	2
2 本事業の事業内容	5
(1) 対象施設	5
(2) 事業期間	5
(3) 事業方式	5
(4) 事業範囲	7
(5) 国及び県が実施する事業・業務	8
(6) 施設の利用に係る料金の収受と費用負担	9
(7) 要求水準	11
(8) 運営権者に与えられる権利	12
(9) 更新投資等	12
(10) 計画及び報告	13
(11) 県から運営権者への職員の派遣	13
(12) 運営権等の対価	13
3 民間事業者の選定方法に関する事項	14
(1) 選定基準	14
(2) 民間事業者の指名	14
(3) 選定方法	14
II 民間事業者の責任の所在の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 本事業の前提条件	15
(1) 地域との連携	15
(2) 県が行っている航空運送事業者等に対する支援策の取扱い	15
(3) 事業開始日以降に県が実施することを予定している工事	15
(4) 契約等の承継	15
(5) 建物の貸付義務	15
(6) 土地等の貸付義務	16
2 リスク分担の基本的な考え方	17
(1) 航空需要の変動による着陸料収入	17
(2) 不可抗力	17
(3) 瑕疵担保責任	17
(4) 法令等変更	17
(5) 緊急事態	17
3 運営権者の責任の履行確保に関する事項	18
(1) 運営権者によるセルフモニタリング	18
(2) 県によるモニタリング	18
(3) 法令等に基づく検査等	18

4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	19
(1) 運営権等の処分.....	19
(2) 運営権に対する担保権の設定.....	19
III 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1 所在地等.....	20
2 運営権設定対象施設.....	20
3 空港用地外.....	20
IV 実施契約に定めようとする事項及びその解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
1 実施契約に定めようとする事項.....	21
2 疑義が生じた場合の措置.....	21
3 管轄裁判所の指定.....	21
V 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	22
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	22
(1) 県事由による契約の解除又は終了.....	22
(2) 運営権者事由による契約の解除.....	22
(3) 不可抗力による契約の解除又は終了.....	23
(4) 法令等変更による契約の解除.....	23
(5) 契約の解除又は終了に伴うその他の措置.....	23
2 金融機関又は融資団と県との協議.....	24
VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1 法制上又は税制上の措置に関する事項.....	25
2 財政上又は金融上の支援に関する事項.....	25
3 その他の措置及び支援に関する事項.....	25
VII その他特定運営事業の実施に関し必要な事項	26
1 本事業に関する事項.....	26
(1) 本事業の実施に関して使用する言語.....	26
(2) 実施方針に関する意見の受付等.....	26
(3) 実施方針の変更.....	26
2 今後のスケジュール.....	26
3 情報提供.....	26
別紙 本事業対象施設	

※本事業とは、特定運営事業と、これに付随する事業を一体として行う事業をいう。

はじめに

鳥取砂丘コナン空港の管理運営を民間運営による空港「経営」に転換し、民間による一体的かつ機動的な空港経営により、空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点として賑わいの創出を実現するため、コンセッション方式(注1)の導入を進めているところです。

コンセッション方式を導入するに際しては、PFI法(注2)第5条第1項、第2項、第17条及び民活空港運営法(注3)第11条の規定に基づき、「実施方針」を策定することとなっています。

本書は、「実施方針」として、民間事業者の選定を行おうとするとき、事業予定者からの申請に必要となる事項等(注4)を定めるとともに、PFI法第5条第3項に基づき公表します。

(注1)コンセッション方式＝施設の所有権は、公的主体が引き続き有しつつ、施設を運営する権利を運営権者に長期間にわたって付与する公共施設等運営権制度

(注2)PFI法＝民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(注3)民活空港運営法＝民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律

(注4)実施方針の主な内容

- ・ 特定運営事業の選定に関する事項
- ・ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ・ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ・ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ・ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 など

I 特定運営事業の選定に関する事項

1 本事業の概要

(1) 公共施設等の管理者

鳥取県知事 平井伸治

(2) 担当課

鳥取県県土整備部空港港湾課

住 所：鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

電話番号：0857-26-7667

電子メールアドレス：kuukoukouwan@pref.tottori.lg.jp

(3) 事業の背景

鳥取県（以下「県」という。）は人口減少が進み、少子高齢化の現況下で持続的で活力ある地域を作っていくためには、交流人口拡大による域外需要の取り込みと県内消費の拡大を図り、地域を支える産業の活性化と雇用の創出につなげていくことが必要となっている。

そのような中、県は鳥取県元気づくり総合戦略を策定し、地方創生実現に向け、都会にはない「豊かな自然」、「人と人との絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」など、鳥取県の強みを活かし、県民の皆様と共に地方創生を進めていくため、「響かせようトットリズム」を合い言葉として掲げ取り組んでいる。

また、県の施策を点検し、民間と連携した取組を進めた方がより効果的なものについては、協働の取組として推進し、必要に応じて県業務の民間委託も行うなど、PPP/PFI の取組も進めている。

本空港は、「名探偵コナンの装飾」（「鳥取砂丘コナン空港」と愛称化）や市街地・観光地（砂丘・温泉地等）への近接性等の強みを持っていることから、交通インフラ機能に加え、「ひと・もの・情報」が動き・集まる拠点として高い潜在能力を有しており、それを最大限引き出し地域活性化の拠点施設として機能強化を図っていくことが課題となっており、「空港ターミナルビルの一体化」と近接する鳥取港との連携強化による「ツインポート化」を進め、空港利用者のおもてなし・利便性の向上及び交流人口拡大と地域活性化に向けた「空の駅」プロジェクトを進めている。

現在実施している、ターミナルビル一体化及び鳥取港との連絡道路の整備による効果を最大限発現するためには、従前の管理手法（県直営）では柔軟な運営実施には限界があるため、民間のノウハウを最大限活かした管理運営手法導入（コンセッション方式等）を検討してきたところである。

(4) 事業の目的

鳥取県営鳥取空港（以下「本空港」という。）の「空の駅」を推進するため、空港の管理運営を公共施設等運営権制度に基づく民間による空港経営に転換し、一体的かつ機動的な経営により、空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点とした賑わいの創出を実現する。

(5) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

ア 法令

- ① PFI法
- ② 民活空港運営法
- ③ 空港法（昭和31年法律第80号）
- ④ 航空法（昭和27年法律第231号）
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）
- ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

- ⑦ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑧ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ⑨ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ⑩ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑪ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑬ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑯ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑰ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ⑱ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑳ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ㉑ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ㉒ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ㉓ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ㉔ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ㉕ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- ㉖ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ㉗ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ㉘ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ㉙ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ㉚ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㉛ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉜ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ㉝ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ㉞ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）
- ㉟ 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
- ㊱ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ㊲ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ㊳ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ㊴ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ㊵ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ㊶ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- ㊷ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ㊸ その他関係法令

イ 条約

- ① 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）
- ③ その他関係条約

ウ 県条例・規則等

- ① 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年鳥取県条例第 24 号。以下「空港条例」という。）
- ② 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和 42 年鳥取県規則第 37 号。以下「空港管理規則」という。）
- ③ 鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年鳥取県規則第 37 号）

- ④ 鳥取県環境影響評価技術指針（平成 25 年鳥取県告示第 253 号）
- ⑤ 水質汚染防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年鳥取県条例第 40 号）
- ⑥ 鳥取県自然環境保全条例（昭和 49 年鳥取県条例第 41 号）
- ⑦ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号）
- ⑧ 鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）
- ⑨ 鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号）
- ⑩ 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成 20 年鳥取県条例第 2 号）
- ⑪ ようこそようこそ鳥取県観光振興条例（平成 21 年鳥取県条例第 44 号）
- ⑫ その他県関係条例・規則等

エ 県計画等

- ① 鳥取県の将来ビジョン（追補版）（平成 26 年 10 月）
- ② 鳥取県地域防災計画（平成 27 年度補正）
- ③ 第 2 次鳥取県環境基本計画（平成 24 年 3 月）
- ④ 鳥取県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）
- ⑤ 鳥取県有施設中長期保全計画（平成 29 年 2 月）
- ⑥ 鳥取空港維持管理・更新計画（平成 26 年 4 月）
- ⑦ ようこそようこそ鳥取県運動取組指針（平成 27 年 3 月改定）
- ⑧ その他関係計画等

オ 基準等

- ① 空港土木施設の設置基準・同解説（平成 25 年 6 月）
- ② 空港土木工事共通仕様書、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ③ 空港内の施設の維持管理指針、制限区域内工事実施指針等
- ④ Airport Development Reference Manual
- ⑤ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ⑥ エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
- ⑦ 空港保安管理規程に係る航空局通達
- ⑧ その他関係基準等

2 本事業の事業内容

(1) 対象施設

本事業の対象となる施設及び用地（以下「対象施設」という。詳細は別紙のとおり。）は、以下のとおりである。対象施設のうち、①から③までを「空港基本施設等」という。

また、県において、鳥取空港ビル株式会社が所有する国内線ターミナルビルと県が所有する国際会館（国際線ターミナルビル）との一体化工事を行っており、本事業の開始までに完了予定であり、増築部は運営権設定対象施設に含まれる。

- ① 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）
- ② 空港基本施設附帯施設等（場周道路、場周柵、ゲート等）
- ③ 空港基本施設管理施設（消防車庫、電源局舎等）
- ④ 空港航空保安施設等（航空灯火、灯火整備棟等）
- ⑤ 国際会館
- ⑥ 除雪車庫
- ⑦ 駐車場等（駐車場、構内道路）
- ⑧ 空港用地

(2) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、P F I 法第 16 条に規定する公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が運営権設定対象施設の運営等を実施する期間をいい、実施契約に定める開始条件が充足されて本事業が開始された日（以下「事業開始日」という。）から 5 年を経過する日が属する年度末までとする。

イ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、事業開始日から事業終了日までとする。

(3) 事業方式

ア 運営権の設定等

県は、P F I 法第 7 条に基づき特定運営事業を選定するとともに、当該特定運営事業を実施する民間事業者を選定する。その上で、県は、P F I 法第 19 条第 4 項に定める運営権設定に係る県議会の議決（以下「運営権設定に係る議決」という。）を得た上で、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）に対して運営権設定書を交付して公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定する。また、運営権者は、運営権設定後、法令に従って運営権の設定登録を行うとともに、県との間で速やかに実施契約を締結し、事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、実施契約に従って本事業を開始するものとする。

イ 関連動産の使用又は譲受の方法

運営権者は、本事業の実施に必要な県所有の動産（以下「関連動産」という。）のうち備品（以下「関連備品」という。）について、関連備品使用貸借契約書の定めるところにより、事業開始日に県から無償貸付を受ける。また、関連備品を除く関連動産（以下「関連物品」という。）については、関連物品譲与契約書の定めるところにより、運営権者が県から譲与（無償譲渡）を受けることによって取得、所有する。

関連備品の修繕が必要な場合は、運営権者の費用負担により行うものとする。関連備品の更新は、原則として県が実施し、関連備品使用貸借契約書の変更等を行なった上で、引き続き無償貸付を行う。

運営権者は、関連備品の更新又は修繕について、運営権者が作成し県が承認する全事業期間を通じた事業計画及び投資計画並びにこれらを反映した収支計画（これらを総称して以下「全体計画」という。）、当該事業年度の事業計画及び投資計画並びにこれらを反映した収支計画（これらを総称して以下「単年度計画」という。）において定めるものとする。運営権者は、運営権者が行う関連備品の修繕に係る費用

について、県に負担を求めることができる。

ウ 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは、次のとおりである。

(ア) 運営権

事業終了日をもって消滅する。

(イ) 運営権者の更新投資に係る未償却費用

運営権者が本事業の実施のために支払った更新投資に係る費用のうち、運営権者が事業終了日以降に償却する費用に相当する額がある場合においては、運営権者は、県が新たに運営権を設定した場合は、県の指定する者に、運営権を設定しない場合は、県に支払を求めることができるものとする。ただし、運営権者が任意事業の実施に当たり、自らの判断で実施した更新投資については、県又は県の指定する者が、当該資産が必要と認めた場合に限る。

なお、具体的な方法等については、運営権者と県との協議により決定するものとする。

(ウ) 運営権者の資産

運営権者は、事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

本事業の実施のために運営権者が所有する資産（県が関連物品譲渡契約書の定めるところにより、県から無償譲渡を受けた資産及び県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

ただし、県又は県の指定する者は、運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものについて、時価で買い取ることができる。また、県が関連物品譲渡契約書の定めるところにより、県から無償譲渡を受けた資産については、県又は県の指定する者に無償で引き渡すものとする。

時価の算出方法は、運営権者と県との協議により決定するものとする。

なお、運営権者は、当該資産を引き渡すまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(エ) 空港用地の使用権

事業終了日をもって空港用地に係る行政財産使用貸借契約は終了する。運営権者は、空港用地について、行政財産使用貸借契約の終了に伴い、原則として運営権者の責任及び費用負担により実施契約締結前の状態に復して県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、以下の施設が存する部分については、現状有姿で引き渡すものとする。

a 運営権設定対象施設

b 県又は県の指定する者と運営権者との間で買取について合意した施設

c 運営権者以外の者が所有する施設であり、県又は県の指定する者が、引き続き空港用地上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所有者との間で土地の使用の継続等について合意した施設

(オ) 関連動産の使用権又は所有権

事業終了日をもって関連備品使用貸借契約は終了する。運営権者は、関連備品について、関連備品使用貸借契約の終了に伴い、現状有姿で県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

運営権者が更新した関連備品及び運営権者が取得した関連物品は、県又は県の指定する者が必要と認めたものについては、県又は県の指定する者が運営権者から時価で買い取ることができる。また、県から無償譲渡を受けた関連物品については、無償で県又は県の指定する者に引き渡すものとする。時価の算出方法は、運営権者と県との協議により決定するものとする。なお、この場合、運営権者は、当該関連備品及び関連物品を引き渡すまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(カ) 業務の継続及び引継

県又は県の指定する者への業務の引継は、原則として事業期間内に行うこととし、運営権者は、自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行わなければならない。

(4) 事業範囲

本事業は、特定運営事業及び任意事業により構成される。特定運営事業は、空港運営等事業、環境対策事業及び附属事業であり、任意事業は、運営権者が空港機能を阻害しない範囲で行う事業である。

運営権者は、本事業に係る業務（法令上又は要求水準書上委託が禁止されている業務を除く。）について、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託等を行う上で運営権者が遵守すべき制限及び手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書、要求水準書その他の文書において示す。

ア 特定運営事業

(ア) 空港運営等事業

a 空港基本施設等運営等業務

- 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 12 条）

なお、県は、作成された空港供用規程について、著しい利用者利便の低下が認められるときは、変更を命ずることができる。

- 空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 1 項、航空法第 47 条の 2）
- 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 13 条、空港法第 13 条第 1 項）並びにその收受

ただし、以下の場合においては、着陸料等を收受しないものとする。

- ・ 県が指定する者が使用するとき
- ・ 離陸後、天候不良等の理由により再度着陸のため利用しようとするとき

- 空港の運用業務（制限区域内の安全管理、エプロン運用等）
- 障害物監視業務（制限表面突出物件等の監視等）
- 空港基本施設等の警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- 航空器事故等の危機管理対策業務
- 危機管理業務（消防・救難業務等）
- 鳥獣防除業務
- 除雪業務
- 飛行場リモート対空援助業務対応業務
- 航空情報（ノータム）発出業務
- 空港基本施設等のその他の運営業務
- 空港基本施設等の維持管理業務

b 空港航空保安施設等運営等業務

- 航空保安施設の使用料金の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 2 項、航空法第 54 条第 1 項）並びにその收受
- 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設及び付随する土木施設、電気施設及び機械施設の運営業務
- 航空灯火、航空障害灯その他の航空照明施設及び付随する土木施設、電気施設及び機械施設の維持管理業務

c 国際会館運営等業務（一体化による増築部を含む）

- 国際会館の利用に係る料金の設定及び收受
- 国際チャーター便関連設備の管理
- 国際会館のテナント等に対する貸付業務
- 国際会館におけるサービス提供業務
- 国際会館の警備業務
- 国際会館の維持管理業務
- 名探偵コナンの装飾に係る維持管理業務（新規設置、更新及び修繕は除く）

- 国際会館のその他の運營業務
- d 駐車場施設等運営等業務
 - 駐車場施設等の利用に係る料金の設定及び収受（駐車場施設等の利用に係る料金を設定する場合）※現在、料金を徴収していない。
 - 駐車場施設等の警備業務
 - 交通誘導業務
 - 駐車場施設等のその他の運營業務
 - 駐車場施設等の維持管理業務
 - 除雪業務
- e 空港用地運営等業務
 - 県関係機関又は県が指定する者への無償での空港用地の貸付業務
 - 県が指定する者への有償での空港用地の貸付業務
 - その他第三者への空港用地の貸付業務
 - 空港用地の維持管理業務
- (イ) 環境対策事業
 - 「航空器騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）」に係る騒音測定業務に対する協力
 - 滑走路利用割合に関する地元調整への協力（データ収集、取り纏め等）
- (ウ) 附帯事業
 - a ハイジャック等防止対策
 - 航空運送事業者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者及び航空法第133条に規定する航空運送代理店業を営業者が本空港においてハイジャック、テロその他の航空機に対する不法妨害行為を防止するために保安検査機器の購入及び設置並びに保安対策業務に係る費用の2分の1負担
 - b 協議会等への参画
 - 鳥取空港の利用を促進する懇話会に参加するとともに空港の就航促進・利用促進、空の駅に関する協議会等への積極的な参画
 - c 運営権者が提案する事業・業務（空港の就航促進・利用促進、空の駅に関する事業）
- イ 任意事業

運営権者は、空港用地内及び空港用地外において、特定運營業務の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、関係法令等を遵守し、風俗営業その他これに類する用途や暴力団の事務所その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない限り、本事業の目的に沿って、全体計画及び単年度計画に定められた範囲で、自らが必要と考える事業（以下「任意事業」という。）を行うことができる。
- (5) 国及び県が実施する事業・業務
 - ア 国が実施する業務

国は、事業開始日以降も、次に掲げる業務を実施する。

 - 飛行場対空援助業務
 - 気象観測業務
 - 税関、出入国管理及び検疫に関する業務
 - イ 県が実施する事業・業務

県は、事業開始日以降も必要に応じて、以下の（ア）から（オ）までの事業・業務について、各年度の予算の範囲内で実施する。

 - (ア) 空港施設等の更新業務
 - 空港施設及び関連備品の更新、拡張及び大規模修繕
 - (イ) 危機管理に関する業務
 - 県防災計画、広域医療搬送拠点等に基づく危機管理に関する業務

(ウ) 就航促進・利用促進等事業・空の駅事業

- 観光交流の促進に関する事業
- 航空運送事業者に対する支援
- 鳥取空港の利用を促進する懇話会その他関係団体が行う事業に対する支援
- 航空貨物の利用促進に関する事業
- 運営権者が行うハイジャック等防止対策に対する支援
- 空港アクセスの確保に関する事業
- ツインポート・空の駅事業
- 名探偵コナンの装飾に関する事業（新規設置、更新及び修繕）

(エ) 環境対策事業

- 生活環境及び自然環境に関する調査、着陸対策事業

(オ) 空港周囲部管理事業

- 空港周囲部（本空港の整備に関連して県が空港用地外で用地取得した区域をいう。以下同じ。）の土地及び施設の維持管理並びに空港周囲部の自然環境の保全

(6) 施設の利用に係る料金の收受と費用負担

運営権者は、①民活空港運営法第2条第6項第1号に規定する着陸料等については、各法律の定めるところに従い、必要な届出を行い、②航空運送事業者やテナント等からの施設賃借料等その各種料金については、関係法令に基づく手続に従った上で、運営権者が定めることができる。ただし、減免に関する事項については県と協議により、行うことができる。

ア 施設の利用に係る料金の收受

(ア) 着陸料等

運営権者は、空港法第13条第1項に規定する着陸料等について、あらかじめ、法令に定めるところに従い国土交通大臣に届出を行うとともに、実施契約に定めるところに従い知事に通知した上で設定、收受し、自らの収入とすることができる。また、当該着陸料等を変更しようとするときも、同様とする。

ただし、届出が行われた着陸料等について、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、又は社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が本空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるときは、同法第13条第2項の規定に基づく国土交通大臣による変更命令が行われる場合がある。

(イ) その他の施設の利用に係る料金

運営権者は、(ア)以外の施設の利用に係る料金について、PFI法第23条第2項の規定に基づき、あらかじめ知事に届出を行った上で設定、收受し、自らの収入とすることができる。また、当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

イ 費用負担

運営権者は、本事業の実施に要する費用を負担する。

なお、空港用地等のうち県以外の者の所有地については、県が所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を負担する。

ウ 運営権者に対する財政支援

県は、I-2-(4)の事業のうち、下表の事業を県自ら実施した場合に係る管理運営費から本事業によるコスト削減額の一部を減算した額を基準費用、収入を基準収入として算出し、基準費用から基準収入を減算した額を運営交付金として予算の範囲内で支援する。

基準費用の対象となる事業	基準収入の対象となる収入
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港基本施設等運営等業務 ・ 空港航空保安施設等運営等業務 ・ 国際会議場運営等業務 ・ 駐車場施設等運営等業務 ・ 空港用地運営等業務 ・ 環境対策事業 ・ 附帯事業 	<p>左に附帯する収入</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着陸料 ・ 停留料 ・ 土地使用料 等 </div> <p>※県の政策により、減免がある場合は減免後の収入を基準収入とする。</p>

なお、運営交付金のうち運営権設定対象施設の修繕、関連備品の修繕及び除雪費用について、各事業年度の前年度の9月末までに、事業計画を作成し、県と協議を行った上、実施し、実績に応じて精算を行うものとする。

※I-2-(9)-ア-(ア)に示す運営交付金額の範囲は、県の直近3カ年の修繕経費を基準として算出するが、詳細は、実施契約等において定める。

また、運営権者は、大雪等の不可抗力により、当初事業計画を大幅に変更する必要がある場合は、県に協議し、必要な支援を求めることができる。

エ 収益の取扱い

運営権者のインセンティブを働かせ、県民サービスの向上を図るため、運営交付金を含めた収入が実際の経費を上回った場合は、その収益は、運営権者の収益として認める。

(7) 要求水準

ア 要求水準書の体系

県は、運営権者によって本空港の適切な運営等が実施されること、安全な航空輸送に資する運営等を行うことが確保されること及び事業継続が確保されることを目的として要求水準を別に定める。

要求水準書の体系は、以下のとおりである。

構 成		事業範囲との関係
第1章 総則	第1節 概論	—
	第2節 本事業の概要	—
第2章 事業全体に関する 要求水準	第1節 基本的事項に係る要求水準	空港運営等事業
	第2節 運營業務に共通する要求水準	空港運営等事業
	第3節 維持管理業務に共通する要求水準	空港運営等事業
	第4節 業務全般に係る要求水準	空港運営等事業 環境対策事業 附帯事業 任意事業
第3章 空港基本施設等運 用等業務に関する 要求水準	第1節 対象施設	空港基本施設等運営等業務 空港航空保安施設等運営等業務 空港用地運営等業務
	第2節 要求水準	
第4章 国際会館等運営等 業務に関する要求 水準	第1節 対象施設	国際会館施設運営等業務 駐車場施設等運営等業務
	第2節 要求水準	
第5章 環境対策事業に関 する要求水準	第1節 航空機騒音対策業務に関する要求水準	環境対策事業
第6章 附帯事業に関する 要求水準	第1節 就航促進・利用促進、空の駅に 関する要求水準	空港の就航促進・利用促進、空の 駅に関する事業
第7章 任意事業に関する 要求水準		任意事業

イ 要求水準書の変更

県は、法令等の変更により要求水準書の内容を変更する必要がある場合には、これを運営権者に通知するとともに、要求水準書を変更する。

また、運営権者は、要求水準書の変更について県に協議を申し入れることができるものとし、この場合、法令等に反しない限り、両者で合意した範囲において要求水準書を変更することができる。

(8) 運営権者に与えられる権利

ア 運営権

イ 土地・建物の使用貸借権

県が所有権を有する空港用地及び建物の行政財産使用貸借契約に基づく使用貸借権

ウ 関連備品の使用貸借権

県が所有権を有する関連備品の関連備品使用貸借契約に基づく使用貸借権

エ 関連物品の所有権

県から運営権者に譲与する関連物品の所有権

(9) 更新投資等

ア 更新投資等の取扱い

(ア) 更新投資等の内容

更新投資等の役割分担は、原則として下表に掲げるとおりとする。

区 分		主 な 内 容	分 担	
			運営権者	県
更新投資	更新	○施設等を部分的又は全面的に同程度の機能で交換する行為 (滑走路舗装の全面補修、照明柱の建替、設備の交換等)		○
	拡張	○施設等の規模の拡大や機能の付加を行う行為 (駐車場の整備等)		○
	修繕	○施設等の部分的な機能や性能を回復させる行為 (舗装の部分的損傷の補修、フェンスの張替、法面の補強等)		
		・運営交付金額の範囲 (50万円以上の大規模修繕) (内容は、単年度計画で県と協議の上、決定する)	○	
・運営交付金額を超える範囲			○	
	・上記以外の小規模修繕 (50万円未満)	○		
新規投資	○任意事業により施設等を新たに整備する行為 (商業施設や宿泊施設等の新たな施設の整備)	○		

(※更新投資等には、関連備品も含まれる)

なお、更新投資の実施に伴い航空法第43条第1項に規定する特に重要な変更を行うとすることは、当該変更について、知事が国土交通大臣の許可を得なければならないことから、県が手続を行うものとする。

また、運営権者は、任意事業の実施に伴い必要となる施設について、自らの判断と費用負担において新規投資及び更新投資を行うことができるものとする。

(イ) 投資完了後の取扱い

県が実施した更新投資は、必要に応じて運営権者と協議した上で、投資完了後に当該対象部分を運営権設定対象施設に帰属させることがある。運営権設定対象施設に帰属させた場合には、運営権者が運営等を行うこととなる。

任意事業の実施に伴い必要となる施設は、運営権者の所有となり、運営権者が希望して県がこれを承認しない限り、当該施設に運営権は及ばない。

イ 空港基本施設等の更新投資(更新、拡張)に係る費用負担

運営権者は、運営権設定対象施設のうち空港の基本となる施設である滑走路、誘導路等で国の補助事業の対象となる更新投資(更新、拡張)について、特定運営事業の実施にあたり運営権者も一

定の利益を享受することになることから、更新投資に係る費用を一部負担するものとし、負担内容、負担方法の提案を行う。

(10) 計画及び報告

運営権者は、実施契約に定めるところに従い、以下のとおり計画の策定等を行うものとする。

ア 計画の策定

(ア) 全体計画

運営権者は、全体計画を事業開始日の 30 日前までに県に提出し、県の承認を得るものとする。

また、単年度計画の変更等により、全体計画を変更しようとするときは、県に対して変更計画を提出し、県の承認を得るものとする。

(イ) 単年度計画

運営権者は、単年度計画を事業開始日の 30 日前までに県に提出し、県の承認を得るものとする。

初回の提出以降、運営権者は、県の費用負担が伴う事業・業務の計画について、各事業年度開始日の前年度の 9 月末までに、事前協議書を県に提出するものとする。運営権者は、当該事前協議書に基づき、県と協議及び調整を行った上で、各事業年度開始日の 30 日前までに当該年度の単年度計画を県に提出し、県の承認を得るものとする。

運営権者は、県の承認を得た単年度計画に従って本事業を実施するものとし、単年度計画を変更しようとするときは、県に対して変更計画を提出し、県の承認を得るものとする。

イ 計画の公表

運営権者は、全体計画及び単年度計画について、計画期間の事業開始後速やかに、その概要を運営権者のホームページ上で公表するものとする。なお、計画を変更したときも同様とする。

ウ 実施状況の報告

運営権者は、単年度計画の実施状況について、実施契約に定めるところにより県に報告するほか、県からの求めに応じて随時報告するものとする。

(11) 県から運営権者への職員の派遣

運営権者は、本事業の実施のため、県職員の派遣を求めることができるものとし、県と運営権者との協議により決定する。

(12) 運営権等の対価

運営権者は、本事業における運営権の対価を提案することができる。

3 民間事業者の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

県は、本空港の運営等に係る事業を特定運営事業として選定した場合、本事業を実施する民間事業者を指名により指定し、申請を受け付け、下記の基準に適合すると認めた場合に、選定事業者として選定する。

- ア 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- イ 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(2) 民間事業者の指名指定

以下の理由に基づき、鳥取空港ビル株式会社による一体運営を行う。

<指名指定の理由>

- ・ 鳥取空港ビルの一体化が供用開始する平成30年7月に合わせ、公共施設運営権による空港の一体的な民間による管理運営を導入するためには、指名による手法が妥当であること。
- ・ 鳥取空港ビル株式会社が所有する国内線ターミナルビルと隣接する国際会館を含む空港基本施設等を一体的に管理運営できること。
- ・ 鳥取空港ビル株式会社は、現在、国内線ターミナルビルを運営していることから、ターミナルビル運営の実績があり、また航空機の運航業務、貨物の取扱業務等の空港を運営する者と密接な連携・協力関係を構築していることから、空港全体の管理運営が可能であること。

(3) 選定方法

県は、指名指定を行う前提であるが、民間事業者から提出された計画等が基準を満たしているか、公正かつ客観的妥当性を担保するために、第三者機関である審査委員会を開催し、その意見を踏まえ、選定事業者として選定を行う。

その後、県は選定事業者へ公共施設等運営権の設定について、議会の議決を得た上で、国土交通大臣へ選定を通知する。

Ⅱ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 本事業の前提条件

本事業特有の条件のうち、主なものは以下のとおりである。

また、これらの条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書、要求水準書等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約において特段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負う。本事業の事業範囲は I-2-(4)に記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に運営権者が責任を免れることはない。

(1) 地域との連携

本空港が地域活性化に資する地域に根ざした空港として発展していくためには、県内の企業、自治体、関係団体等（以下「県内関係団体等」という。）の協力が不可欠であり、また、県民に愛される空港であることが必要である。このため、本事業の実施に当たり、運営権者には、県内関係団体等との連携が求められる。

また、本空港の円滑な運用は、空港周辺地域の理解と協力の下に確保されていることに鑑み、運営権者は、県、県東・中部地区、兵庫県但馬地区の自治体及び鳥取商工会議所など経済団体・関係企業、団体が行う本空港の活性化のための取組や本空港と連携した取組に協力するものとする。

(2) 県が行っている航空運送事業者等に対する支援策の取扱い

現在、県が就航促進・利用促進のために行っている航空運送事業者等に対する支援策については、県として、運営権者と連携し就航促進・利用促進に取り組む観点から、運営権者と県との役割分担、県の支援策を整理の上、各年度の予算の範囲内で実施する予定である。

(3) 事業開始日以降に県が実施することを予定している工事

平成 25 年 4 月の「空港土木施設の設置基準」の改正によって示された滑走路端安全区域（以下「RESA」という。）の拡張について、対策工事の実施が必要となる場合は、県が工事を実施する予定である。この場合、運営権者は、県による工事実施が円滑に行われるよう最大限協力するものとする。

運営権者は、当該工事が完了するまでの間、RESAに係る維持管理について要求水準を充足する義務を負わないが、当該工事の完了によって増加した施設及び空港用地は、運営権設定対象施設として運営権者に維持管理の責任が生じるものとする。

(4) 契約等の承継

県が運営権設定対象施設の運営等を実施する上で締結している契約、協定、覚書等（以下「契約等」という。）のうち、県が指定するものについては、事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

なお、運営権者は、必要に応じて、事業開始日までに関係者と契約等を締結し直すこととなる。

(5) 建物の貸付義務

県は、事業開始日以降、運営権者に運営権設定対象施設を貸し付けることとしている。

また、県が運営権設定対象施設において第三者に貸し付け又は使用を許可している箇所のうち、県が指定するものについて、運営権者は、実施契約に定める条件で貸し付け又は使用させる義務を負うものとする。

なお、運営権設定対象施設において県関係機関が使用する箇所について、運営権者は、事業開始日以降、実施契約に定める条件で県関係機関に無償で使用させる義務を負うものとする。

(6) 土地等の貸付義務

空港用地内の土地等のうち、県が指定するものについて、運営権者は、事業開始日以降、実施契約に定める条件で貸し付け又は使用させる義務を負う。

なお、空港用地内において県関係機関が使用する箇所について、運営権者は、事業開始日以降、実施契約に定める条件で県関係機関に無償で使用させる義務を負うものとする。

2 リスク分担の基本的な考え方

運営権者は、本事業において、その自主性と創意工夫が発揮されるように、着陸料等その他の利用に係る料金の設定及び収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスクは、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負う。ただし、以下の事項については、県が、記載のとおり取り扱うことを基本とし、詳細は実施契約書において示す。

また、運営権者は、事業期間中、実施契約において県が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、県があらかじめ承認したときは、運営権者が保険加入に代替する措置を取ることができる。

(1) 航空需要の変動による着陸料収入

運営権者の責めに期さない事由により航空需要の著しい変動があった場合において、県は、運営権者に生じた損害について補償する。

(2) 不可抗力事象発生時の対処

県は、不可抗力事象による運営権設定対象施設への物理的な損害が発生した場合は、運営権設定対象施設の復旧等を行う。

また、不可抗力事象により事業の全部又は一部の停止が発生した場合、県は、事業再開までの間、運営権者の実施契約上の義務の履行を一時的に免責することができる。

<不可抗力事象の対象>

暴風、豪雨、地滑り、地震、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象を不可抗力事象とする。ただし、運営権者の維持管理上の過失によるものを除く。

(3) 瑕疵担保責任

運営権設定対象施設について、事業開始日以降1年を経過するまでの期間に実施契約に定める一定の瑕疵が発見された場合、県は、実施契約に定めるところにより、当該瑕疵によって運営権者に生じた損失について補償する。

(4) 法令等変更

事業期間中に、運営権者に影響を及ぼす国による法令、政策の変更等及びその他の自治体による条例の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「法令等変更」という。）が生じ、運営権者に損失が生じた場合は、県は、当該法令等変更によって運営権者に生じた損失を補償する。

(5) 緊急事態

事業期間中に災害発生等の本空港の運営権者による安全な運営が著しく阻害されるおそれのある事態等実施契約に定める一定の事態（以下「緊急事態」という。）が生じた場合であって、本空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき、県は、PFI法第29条第1項（第2号に係る場合に限る。）に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、県が本空港において実施する事業・業務に協力しなければならない。

県は、緊急事態により、PFI法第29条第1項（第2号に係る場合に限る。）に基づき運営権の行使の停止を命じたときは、PFI法第30条第1項に基づき、運営権者に生じた損失を補償する。

3 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するため、実施契約及びモニタリング計画に定めるところにより、運営権者による自己点検等（以下「セルフモニタリング」という。）に加え、県による本事業の実施状況の確認等（以下「モニタリング」という。）を行う。

なお、内容は以下を基本とする。

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、本事業の実施に関し、セルフモニタリングを行い、その結果を適切に保存するものとする。

運営権者は、セルフモニタリングの方法及び結果について、県に対して、年度ごと及び県の求めに応じて随時、報告書を作成して提出するものとする。また、セルフモニタリングの方法及び結果のうち、公表事項として定められた部分について運営権者のホームページ上で公表するものとする。

(2) 県によるモニタリング

県は、運営権者が要求水準を充足する運営を行っているか確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するため、モニタリングを行う。モニタリングは、県が直接実施するものに加え、第三者による評価委員会等を県が設置し、当該委員会等により本事業の実施状況の評価を行うことを予定している。

なお、モニタリングの実施に当たり、県は、運営権者から提出されたセルフモニタリングの結果に関する報告書を参考にするほか、必要と認める調査を行うことができるものとする。

モニタリングの結果、要求水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、県は、業務是正の勧告又は命令を行い、これによっても一定期間内に是正が認められない場合には、実施契約を解除することができるものとする。

(3) 法令等に基づく検査等

上記のモニタリングのほか、国、県、関係自治体は、関係法令等に基づき、必要な検査、報告徴収等を行う。

4 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権等の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、抵当権設定その他の担保提供を行ってはならない。

運営権者は、PFI法第26条第2項に基づき、あらかじめ県の許可を得た場合には、運営権を譲渡することができる。県は、運営権者から譲渡の許可の申請があった場合、PFI法第26条第3項に定める基準に従い、譲渡の是非を判断する。

なお、県は、運営権の譲渡を許可するときは、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ア 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- イ 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること

(2) 運営権に対する担保権の設定

運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は、合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

Ⅲ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 所在地等

本事業の対象となる事業場所は、空港条例に基づき公示された本空港の区域であり、その所在地等は以下のとおりである。

所在地：鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町

本空港の区域の面積：107.3ha

2 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は、すべて地方自治法第238条第1項に規定する県の所有に属する公有財産であり、分類としては、同法第238条第4項に規定する行政財産である。

県は、本事業において運営権者が運営権設定対象施設の一部を第三者に貸し付ける場合があること等に鑑み、運営権者に対して、行政財産使用貸借契約書に記載される条件で運営権設定対象施設を貸し付ける予定である。

なお、運営権者は、事業開始日以降に第三者との間で新たに運営権設定対象施設の貸付契約を締結する場合、あらかじめ県に対して転貸承認申請書を提出し、承認を得なければならない。県は、運営権者が、特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害せず、関係法令等を遵守し、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない限り、これを承認する予定である。

3 空港用地外

運営権者は、空港用地外においても、本事業のうちI-2-(4)・アに定める特定運営事業を実施することが求められる。具体的には、空港用地外に設置されている航空障害灯、空港用地外における障害物監視、空港周辺で発生した航空機事故等における消火救難活動が挙げられる。

IV 実施契約に定めようとする事項及びその解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定めようとする事項は、次のとおりである。

- (1) 総則
- (2) 特定運営事業等の承継等及びその他準備
- (3) 土地・建物に対する使用権の設定
- (4) 公共施設等運営権
- (5) 特定運営事業等
- (6) その他の事業実施条件
- (7) 計画及び報告
- (8) 費用負担
- (9) 更新投資等
- (10) 利用に係る料金の設定及び收受等
- (11) リスク分担
- (12) 適正な業務実施の確保
- (13) 誓約事項
- (14) 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- (15) 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- (16) 損害賠償
- (17) 知的財産権
- (18) その他

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は実施契約の解釈について疑義が生じた場合は、県と運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

(1) 県事由による契約の解除又は終了

ア 解除又は終了の事由

(ア) 県は、6か月以上前に運営権者に対して書面で通知することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

(イ) 運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、県が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、運営権者から60日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けた催告を受けたにもかかわらず、県が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は県の責めに帰すべき事由により実施契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合、県に対し、解除事由を記載した書面で通知することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

(ウ) 県が本空港の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

イ 解除又は終了の効果

(ア) 県の任意による契約解除の場合又は県の責めに帰すべき事由による契約解除の場合のいずれの場合も、県は、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消す。

(イ) 県の任意による契約解除の場合又は県の責めに帰すべき事由による契約解除の場合のいずれの場合も、県は、運営権者の損失を補償する。

(2) 運営権者事由による契約の解除

ア 解除の事由

県は、次の事由が発生したときは、催告することなく実施契約を解除することができる。

(ア) 運営権者の責めに帰すべき事由により実施契約上の義務の履行が不能になったとき。

(イ) 運営権者が破産したとき。

(ウ) 県が指定した期間までに本事業を開始しなかったとき。

(エ) 運営権者が本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

(オ) 運営権者が本事業に関する法令の規定に違反し、その影響が重大なとき。

(カ) 運営権者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。

a 成年被後見人若しくは被保佐人

b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

c 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

d 運営権者は運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者

e 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

f 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）である者

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のため使用すること。

- d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- f 役員等が暴力団若しくは暴力団員であること、又は a から e までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

イ 解除の効果

- (ア) 運営権者の事由による契約解除の場合、県は、P F I 法第 29 条第 1 項第 1 号に基づいて運営権を取り消す。
- (イ) 運営権者の事由によって契約が解除された場合、運営権者は、実施契約に定める違約金及び当該年度に実施予定の更新投資に係る運営権者負担額（既負担額を除く。）を県に対して支払わなければならない。県が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、県は、この超過額について運営権者に損害賠償請求を行うことができる。

(3) 不可抗力による契約の解除又は終了

ア 解除又は終了の事由

- (ア) 不可抗力事象が発生し、県による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能、若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除できる。
- (イ) 不可抗力事象の発生により空港が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。

イ 解除又は終了の効果

- (ア) 運営権者は、県の指示に基づき、運営権の放棄又は県の指定する者に対する運営権の無償譲渡を行わなければならない。なお、不可抗力によって運営権設定対象施設が滅失した場合には、当該施設に対する運営権は当然に消滅する。
- (イ) 県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償請求は行わない。

(4) 法令等変更による契約の解除

ア 解除の事由

実施契約に定める一定の法令等変更により、運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、県は実施契約を解除することができる。

イ 解除の効果

- (ア) 法令等変更による契約解除の場合、県は、P F I 法第 29 条第 1 項第 2 号に基づいて運営権を取り消す。
- (イ) 県が運営権者に生じた損失を補償する。

(5) 契約の解除又は終了に伴うその他の措置

ア 運営権者の資産

運営権者は、実施契約の解除若しくは終了の日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

本事業の実施のために運営権者が所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

ただし、県又は県の指定する者は、運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものについて、時価で買い取ることができる。時価の算出方法は、運営権者と県との協議により決定するものとする。また、運営権者は、当該資産を引き渡すまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

イ 貸付対象である空港用地の使用権

実施契約の解除又は終了に伴って空港用地に係る行政財産使用貸借契約は終了する。運営権者は、空港用地について、行政財産使用貸借契約の終了に伴い、原則として運営権者の責任及び費用負担により実施契約締結前の状態に復して県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、以下の施設が存する部分については、現状有姿で引き渡すものとする。

(ア) 運営権設定対象施設

(イ) 県又は県の指定する者と運営権者との間で買取について合意した施設

(ウ) 運営権者以外の者が所有する施設であり、県又は県の指定する者が、引き続き空港用地上で当該所有者による所有が継続されることが必要と認め、当該所有者との間で土地の使用の継続等について合意した施設

ウ 関連動産の使用権又は所有権

実施契約の解除又は終了に伴って関連備品使用貸借契約は終了する。運営権者は、関連備品について、関連備品使用貸借契約の終了に伴い、現状有姿で県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

運営権者が更新した関連備品及び運営権者が取得した関連物品は、県又は県の指定する者が必要と認めたものについては、県又は県の指定する者が運営権者から時価で買い取ることができる。(県の費用負担(運営費交付金を含む)で更新、修繕した関連備品及び関連物品は無償とする。)なお、この場合、運営権者は、当該関連備品及び関連物品を引き渡すまで善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

エ 業務の継続及び引継

県又は県の指定する者が本事業の運営等を引き継ぐまでの間、運営権者は、自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に継続されるように適切な業務引継を行わなければならない。

2 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業の安定的な継続を図るため、必要と認めた場合、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上又は税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上又は金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たって国又は関係団体等から財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、県は、これらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たって必要な許認可等について、県は、必要に応じてその取得に協力する。また、法令の改正等により、運営権者がその他の支援を受けることができる可能性がある場合、県は、これらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

Ⅶ その他特定運営事業の実施に関し必要な事項

1 本事業に関する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は、日本語とする。

(2) 実施方針の変更

県は、必要があると認めるときは、P F I 法第7条に規定する特定運営事業の選定までに実施方針の変更を行うことがある。

県は、実施方針の変更を行ったときは、ホームページへの掲載その他の方法により速やかに公表する。

2 今後のスケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは、以下のとおり予定している。

平成 29 年 12 月頃	特定運営事業の選定
平成 30 年 3 月頃	公共施設運営権の設定に係る議決
平成 30 年 3 月頃	公共施設運営権の設定（事業者の決定）
平成 30 年 4 月頃	実施契約の締結
平成 30 年 4 月頃	行政財産使用貸借契約等の締結
平成 30 年 5 月頃	航空路誌の改訂・発行
平成 30 年 6 月頃	空港保安管理規程の策定
平成 30 年 6 月頃	空港供用規程の国への届出
平成 30 年 6 月頃	公共施設等運営権登録簿への登録
平成 30 年 7 月 1 日	事業の実施・行政組織規則等改正

3 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

本空港ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>

本事業対象施設

空港施設の土地所有者と設置者

管理者	施設	土地所有者	設置者	運営権設定施設	備考
鳥取空港管理事務所	着陸帯	鳥取県	鳥取県	対象	
	滑走路	〃	〃	対象	
	誘導路	〃	〃	対象	
	エプロン	〃	〃	対象	
	航空灯火	〃	〃	対象	
	航空障害灯	民間	〃	対象	
	調整池	鳥取県	〃	対象	
	駐車場	〃	〃	対象	
	国際会館	〃	〃	対象	一部業務を委託
	電源局舎	〃	〃	対象	
	灯火整備棟	〃	〃	対象	
	除雪車庫	〃	〃	対象	業務は委託
	消防車庫	鳥取県、財務省	〃	対象	〃
鳥取空港ビル株式会社	国内線ターミナルビル	鳥取県	鳥取空港ビル	対象外	
	貨物ビル	〃	〃	対象外	
国土交通省	管制塔(航空局庁舎)	鳥取県	国土交通省	対象外	
	LLZ(ローカイザー)	〃	〃	対象外	
	GS(グライッドスロープ)	〃	〃	対象外	
	VOR/DME(ホルテム)	国土交通省	〃	対象外	
気象庁	気象施設	鳥取県	気象庁	対象外	委託
ANA	給油施設	鳥取県、財務省	ANA	対象外	委託
消防防災課	消防航空センター	鳥取県	消防防災課	対象外	
鳥取県警察	県警航空隊	〃	鳥取県警	対象外	
企業局	太陽光発電施設	〃	企業局	対象外	

【参考】鳥取空港の土地及び施設の所有関係

空港関連施設の概要



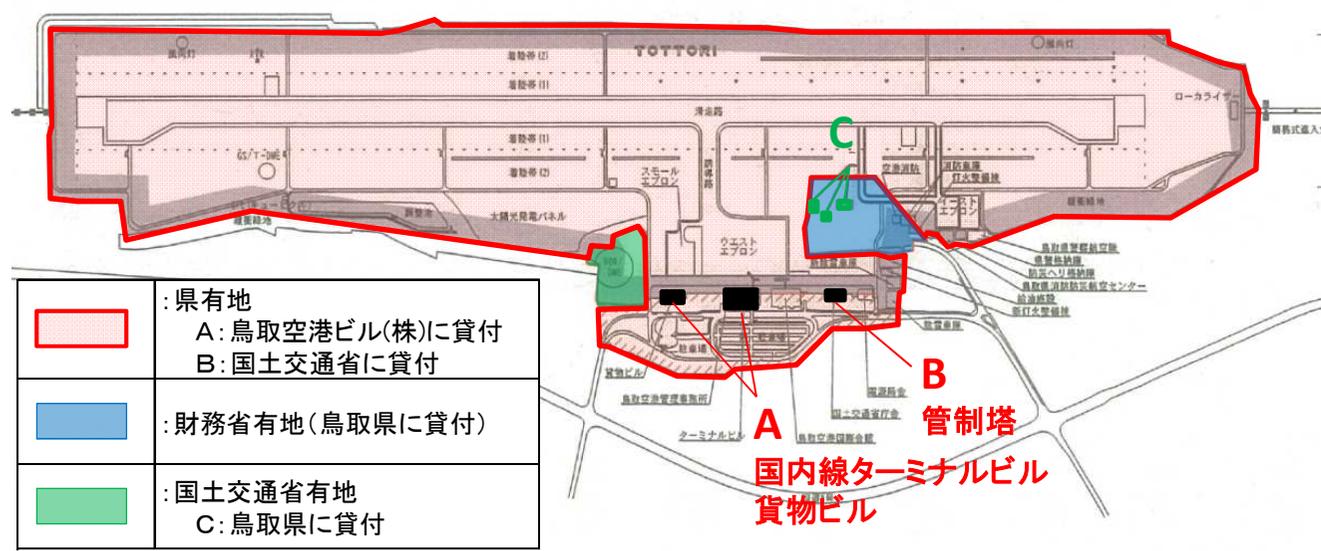
航空障害灯

(民有地:鳥取市賀露、鳥取市三津)

飛行場の施設

着陸帯	2,120m×300m (C級)
滑走路	2,000m×45m (単車輪荷重30t、アスファルトコンクリート舗装)
誘導路	190m×30m アスファルトコンクリート舗装
エプロン	18,480㎡ (中型ジェット機3J(ベース、セメントコンクリート舗装)
誘導路	52.0m×9m アスファルトコンクリート舗装
エプロン	4,188㎡ (単発機5J(ベース、双発機3J(ベース、アスファルトコンクリート舗装)
誘導路	146.5m×8m アスファルトコンクリート舗装
エプロン	1,958㎡ (中型ヘリ2J(ベース、アスファルトコンクリート舗装)

土地所有状況



航空保安施設等

照明施設	CAT-1, PALS航空灯火等1式
無線施設	(国土交通省航空局) ILS (計器着陸装置), VOR/DME (超短波全方向性無線標識/距離測定装置)
気象施設	(気象庁) RVR (滑走路視距離観測装置)等気象観測施設1式
その他の施設	航空局庁舎 1,111㎡ (RC-2階建, 一部6階建) (国土交通省) 旅客ターミナルビル 2,975㎡ (RC-2階建, 一部3階建) (鳥取空港ビル(株)) 搭乗橋1基, 貨物ビル508㎡ (S-平屋建) 消防施設 大型化学消防車2台 1号(水槽容量8,500ℓ、吐出量6,000ℓ/分) 2号(水槽容量12,500ℓ、吐出量6,000ℓ/分)、貯水槽40㎡×8基 給油施設 レジューラー方式、100kℓタンク1基 (ANA) 駐車場 665台 (第1P:438台、第2P:145台、第3P:82台) 鳥取空港 4,329㎡ (S-2階建, 一部3階建) 国際会館 搭乗橋1基